平成２２年（フ）第３９６号
川崎市多摩区中野島３丁目17番18号　ハイツＧ＆Ｂ202
破産者　山本　竜馬
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
川崎市川崎区桜本１丁目８番11号　コーポチェリー101
破産者　木村真由美
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２１９６号
名古屋市中村区塩池町１丁目12番６号
破産者　宮澤大工店こと　宮澤　良雄
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７５号
愛知県春日井市柏原町３丁目230番地、開始決定時の住所愛知県春日井市六軒屋町３丁目125番地
破産者　舟橋　久康
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８２号
愛知県瀬戸市内田町１丁目770番地　十軒家住宅Ｂ―304
破産者　小代　　誠
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６１８号
岩手県一関市宮下町６―38レオパレスＭＩＹＡＳＨＩＴＡ101号、開始決定時の住所大阪市東住吉区湯里６丁目３番３―919号
破産者　清本勝好こと　鄭　　勝好
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７３５号
大阪市城東区今福西２丁目２番２号
破産者　中野　修二
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２１号
大阪市西区本田１丁目５番６―410号
破産者　竹吉　亨友
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０７７号
大阪府寝屋川市成田東町40番４号
破産者　宮川　景子
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６４号
大阪市淀川区木川東４丁目16番29号　ピア土江パートⅡ209号、開始決定時の住所兵庫県川西市松が丘町16番18号
破産者　児玉　和憲
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
兵庫県高砂市高砂町木曽町３番10―２号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町備後８番地の２
破産者　青手木伸也
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５２号
兵庫県姫路市的形町的形1255番地
破産者　カワカドクロスこと　川角　孝政
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市野坂927番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市吉成３丁目10番12号
破産者　黒岩　則彰
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目58番６号　美山荘１号
破産者　野田　榮二
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
北海道茅部郡森町字白川59番地
破産者　黒澤　忠一
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
北海道北見市北七条東４丁目７番地１　７条東ハイム２号
破産者　佐藤　忠信
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
埼玉県越谷市伊原１丁目３番44号ニュー越谷スカイハイツ112、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市川柳町４丁目245番地１朝日プラザガーデンシティ新越谷1003
破産者　平松　和芳
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係